証券コード　6264
平成28年11月11日

株　主　各　位

鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
株　式　会　社　マ　ル　マ　エ
代表取締役社長　前　田　俊　一

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、30頁のご案内に従って平成28年11月25日（金曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年11月26日（土曜日）午後３時

２．場　　所　鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
株式会社マルマエ　本社　「大会議室」

３．目的事項

報告事項　第29期（平成27年９月１日から平成28年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト〔http://www.marumae.com/〕に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れするリスクが残るなか、各種政策の効果もあって、雇用と所得環境では改善傾向が続きました。また、生産や輸出は横ばいとなっているものの、個人消費は底堅い動きがみられるなど緩やかな回復基調で推移しました。

当社の主な販売分野である半導体業界におきましては、当初は若干、在庫調整の動きがみられたものの、ロジックの微細化やデータサーバーのＳＳＤ（ソリッドステートドライブ：ハードディスクドライブに代わるメモリを使ったドライブ）化に関連する３Ｄ　ＮＡＮＤ向け半導体製造装置の需要が急拡大し始めました。ＦＰＤ業界におきましては、中国でのテレビ向け液晶パネルに関連する大型液晶パネルの設備投資の増加に加え、韓国では有機ＥＬ向けの設備投資が増加しました。

このような経済状況のもと、半導体分野では、顧客内におけるシェア拡大に注力し、生産設備の増強とマルマエ生産方式の推進によって競争力の強化を図り、売上高は堅調に推移しました。ＦＰＤ分野では、社内生産体制の見直しを始め協力企業の拡大を進めながら有機ＥＬ向けなどの新規部品の受注拡大を図ることで、売上高は前期比で増加しました。また、その他分野の光学関連では、新型スマートフォンがマイナーチェンジにとどまったことで顧客受注が停滞したこともあり受注は低迷しました。損益面では、生産力の向上に向けた設備投資が進み減価償却費は増加しながらも、売上高の増加に加え、生産効率の改善を進めることで営業利益及び経常利益は前年を上回りました。当期純利益につきましては、税効果会計における繰延税金資産を反映しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高が2,242百万円（前期比5.6％増）、営業利益は488百万円（前期比8.5％増）、経常利益は458百万円（前期比5.1％増）、当期純利益は363百万円（前期比35.0％減）となりました。

当事業年度の製品分野別の状況は次のとおりであります。

製品分野	売上高	構成比
半導体製造装置関連部品	1,205百万円	54.6%
ＦＰＤ製造装置関連部品	947	43.0
その他	53	2.4

（注）１．金額は販売価格によっております。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

①当事業年度中に取得した主要設備

本社　　マシニングセンタ４台、ＣＮＣ旋盤１台
関東事業所　　マシニングセンタ２台

②当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

関東事業所　　マシニングセンタ１台の売却

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金100百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、中期事業計画の中で以下を対処すべき課題と捉えております。

①市場変動

当社の属する半導体とＦＰＤの市場は景気変動に伴い大幅な需要の変動が起こります。これらの変動に対応するために、新分野の拡大を行うとともに固定費の抑制を主な対応策としております。新分野の拡大につきましては、通常の営業活動に加え、M&Aも積極的に進める方針です。また、固定費の抑制につきましては、需要の変動に対応するため、協力企業の育成と活用を行うことと、社内業務の切り分けと定型化を進め、期間契約社員や派遣社員の比率を高める方針です。

②競争の激化と受注価格低下

当社の属する業界は中小の同業社が多く、厳しい競争のある業界です。参入障壁の低い案件は競争から価格は低下します。そのような業界の中で、当社は参入障壁の高い真空パーツへ取り組み受注拡大を狙い、また、独創的な加工手法や徹底的に行う生産性改善手法によりコスト低減を続け市場価格の低下に先回りした対応をしております。しかしながら、保有する技術の陳腐化が進む

ことから今後も継続的に技術開発を行う必要があります。そのため、当社においてはＲ＆Ｄの強化と人材育成に注力する方針です。

③「人」に対する取り組み

当社は、人の持つ技術力や営業力が最も重要な強みであるため、強みを持つ人材の安定化と育成が重要な課題となっております。しかしながら、継続的に改善が進みながらも、高い能力を持つ人材に頼る部分が多く、時間外労働や休日出勤の偏りが生じております。このような状況から、多様な勤務形態を構成することで個々の負担を減らし、社員満足度の向上と人材の安定化を図り、長期的な人材育成プランを実現していく方針です。

④M＆Ａスキームの構築

当社は、新規分野の拡大や生産力の確保などの目的でM＆Ａを積極的に進める方針を持っておりますが、対象とする会社に未上場企業が想定されることから当該会社の連結ないし営業譲受のスキーム構築が課題となっております。

これは、一般的に中小規模の未上場企業において内部統制システムが構築されていないことや製造原価の把握が貧弱である場合があります。そのような企業に対し画一的な内部統制の構築や製造原価の把握を強いることは、場合によっては企業風土の破壊や生産性への悪影響を及ぼすことが懸念されます。管理体制の貧弱な企業に対して、どのような管理システムを構築するのか、また、企業風土と収益構造を維持したままでの製造原価把握システムの構築は今後の中小製造業のM＆Ａにおいては重要な課題です。これらの課題に対して具体的な案件を進めながら、可能な限り汎用的スキームを構築していく方針です。

(5)財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 26 期 (平成25年８月期)	第 27 期 (平成26年８月期)	第 28 期 (平成27年８月期)	第 29 期 (当事業年度) (平成28年８月期)
売　　上　　高 (百万円)	1,162	1,585	2,124	2,242
当 期 純 利 益 (百万円)	81	302	559	363
1株当たり当期純利益　(円)	15.64	57.80	106.32	69.00
総　　資　　産 (百万円)	1,660	1,765	2,188	2,569
純　　資　　産 (百万円)	93	396	715	978
１株当たり純資産額　(円)	△29.12	28.68	135.80	185.80

(注) 当社は、平成26年３月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割、平成27年９月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6)重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7)主要な事業内容（平成28年８月31日現在）

当社の事業の内容は、半導体及びＦＰＤ等の製造装置を構成している真空部品等を製造する精密部品事業であります。

当社では、主に下記用途及び特徴の製品を製造装置メーカーから受注しております。

区分	主要製品
半導体分野	用途：半導体製造装置及び検査装置を構成する真空部品。 特徴：半導体関連製造装置の真空部品は、製造装置及び検査装置を構成する部品の中でも形状が複雑で非常に歪み易い部品、微細な傷さえも許容されない高品位な部品、高い平面度が要求されるアルミ他多種金属部品です。
ＦＰＤ分野	用途：液晶及びプラズマディスプレイパネル製造装置及び検査装置を構成する真空部品とその組み立て。 特徴：チャンバーと呼ばれる耐真空容器や電極と呼ばれるチャンバー内蔵物を製造しています。これらの真空部品は部品サイズが大きく、形状が複雑で非常に歪み易く、かつ厳しい平面度が要求されるアルミ製部品です。
その他	用途：太陽電池製造装置を構成する部品、オートバイのレース用部品、発電所用タービンブレード、光学分野（カメラ・顕微鏡）・医療装置などの産業用装置部品、水質浄化装置部品など。 特徴：各分野の最終製品を構成する部品の中でも、複雑な形状や高い平面度が必要であるなど歪みの少なさが要求される部品、あるいは溶接や表面処理を含む多工程が必要な部品などで、アルミ他各種金属製の部品です。

(8)主要な営業所及び工場（平成28年８月31日現在）

本社	鹿児島県出水市
関東事業所	埼玉県朝霞市

(9)従業員の状況（平成28年８月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76（50）名	2名増（13名増）	36.2歳	7.1年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成28年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社鹿児島銀行	621百万円
株式会社日本政策金融公庫	482
株式会社商工組合中央金庫	130

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　普通株式 22,384,800株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　5,596,200株　（うち自己株式　328,382株）

(3) 株主数　　普通株式　　1,326名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
前田俊一	普通株式　2,687,200株	51.0%
前田美佐子	普通株式　252,000	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	普通株式　175,000	3.3
マルマエ共栄会	普通株式　104,500	2.0
川本嘉世子	普通株式　98,900	1.9
前田良子	普通株式　90,000	1.7
五十嵐光栄	普通株式　84,000	1.6
齊藤格	普通株式　60,000	1.1
高見靖治	普通株式　47,200	0.9
株式会社ＳＢＩ証券	普通株式　44,700	0.8

（注）１．当社は、自己株式を328,382株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年９月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っており、発行可能株式総数は14,923,200株増加しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1)取締役に関する事項（平成28年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前田俊一	製造部担当
専務取締役	山元弘	品質管理部担当
取締役	海﨑功太	営業部及び関東事業所担当
取締役	藤山敏久	管理部担当
取締役（監査等委員・常勤）	兒島吉二	
取締役（監査等委員）	寺畑幸雄	寺畑幸雄税理士事務所 所長
取締役（監査等委員）	椹智和	かこい司法書士事務所 所長

（注）１．取締役（監査等委員）寺畑幸雄、椹智和の両氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）寺畑幸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．取締役（監査等委員）椹智和氏は、司法書士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
５．取締役（監査等委員）兒島吉二は、長年にわたり当社の経理課に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は取締役（監査等委員）寺畑幸雄、椹智和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当社と取締役（監査等委員）兒島吉二、寺畑幸雄、椹智和の３氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役分）	4名 (-)	63百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役分）	3 (2)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	1 (0)
合計 （うち社外役員分）	7 (2)	70 (3)

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年11月28日開催の定時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。
２．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年11月28日開催の定時株主総会において年額３千万円以内と決議いただいております。

3．当社は、平成27年11月28日に監査約設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

⑶社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）寺畑幸雄氏は、寺畑幸雄税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）椹智和氏は、かこい司法書士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 寺畑幸雄	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会6回のうち6回、監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 椹智和	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回、監査役会6回のうち6回、監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1)名称　　三優監査法人

(2)報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5)責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人がその契約の履行に伴い当社が損害を被った場合、悪意又は重大な過失があったときを除き、法令が規定する額をもって損害賠償責任限度額としております。

６．会社の体制及び方針

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

イ．取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。

ロ．監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。

ハ．経営会議は定期的に開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。

ニ．内部監査担当者は、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

ホ．コンプライアンス体制の維持のため、弁護士及び監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「稟議規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員である取締役等が閲覧、謄写可能な状態にて維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

イ．全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行う。

ロ．各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。
ハ．取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議のうえ、適切な対策を決定し、実施する。
ニ．内部監査担当者は、リスク管理の状況についても監査を実施する。
ホ．新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。
ヘ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。
イ．取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。
ロ．「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。
ハ．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。

⑥監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員である取締役と内部監査担当者は常に連携できる体制にあるため、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査等委員である取締役からその使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、必要に応じて設置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員である取締役の下にあり、その人事上の取扱は監査等委員である取締役と協議して行う。

⑧監査等委員である取締役による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員である取締役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

⑨取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制

監査等委員である取締役の取締役会等の重要な会議への出席を、取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査等委員である取締役への重要な報告を行う体制とする。また、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査等委員である取締役に報告する。

⑩前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査等委員である取締役は第６項乃至第９項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

⑪監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

⑫その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員である取締役と内部監査担当者が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保する。また、取締役と監査等委員である取締役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

①財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しています。

②その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のためコンプライアンス基本規程や行動規範を定め、教育・研修を定期的に実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っています。併せてコンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るために社内外の通報相談窓口を整備し運用しております。

リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるために責任部署による対応を基本とする体制を取っておりますが、その対応状況については、経営会議や取締役会等でフォローを行っています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして位置づけています。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、段階的に配当性向の考えを取り入れたいと考えております。なお、中期的な配当性向の目途といたしましては、新中期事業計画の期間中（平成28年８月期から平成30年８月期）に35%以上に向上することを目標としております。

貸借対照表

（平成28年８月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,415,390**	**流動負債**	**484,008**
現金及び預金	513,953	買掛金	69,033
受取手形	125,888	1年内返済予定の長期借入金	150,156
売掛金	233,510	未払金	102,085
電子記録債権	339,704	未払費用	62,633
製品	47,599	未払法人税等	84,550
仕掛品	111,973	前受金	108
原材料	4,006	預り金	1,943
前払費用	11,654	前受収益	245
繰延税金資産	22,352	受注損失引当金	4,000
その他	6,215	その他	9,251
貸倒引当金	△1,468	**固定負債**	**1,106,936**
固定資産	**1,154,298**	長期借入金	1,084,561
有形固定資産	**1,133,737**	繰延税金負債	16,530
建物	342,364	退職給付引当金	3,812
構築物	8,610	資産除去債務	1,643
機械及び装置	480,053	その他	389
車両運搬具	4,616	**負債合計**	**1,590,945**
工具器具及び備品	3,422	**純資産の部**	
土地	289,783	**株主資本**	**978,743**
建設仮勘定	4,886	**資本金**	**135,850**
無形固定資産	**13,260**	**資本剰余金**	**19,850**
ソフトウェア	13,140	資本準備金	19,850
その他	120	**利益剰余金**	**823,102**
投資その他の資産	**7,301**	利益準備金	10,008
投資有価証券	7,000	その他利益剰余金	813,093
出資金	111	圧縮積立金	43,202
その他	190	繰越利益剰余金	769,891
		自己株式	**△59**
		純資産合計	**978,743**
資産合計	**2,569,688**	**負債純資産合計**	**2,569,688**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		2,242,452
売上原価		1,495,149
売上総利益		747,302
販売費及び一般管理費		258,616
営業利益		488,686
営業外収益		
受取利息及び配当金	61	
受取手数料	245	
受取地代家賃	263	
受取家賃	180	
受取保険金	321	
その他営業外収益	2	1,075
営業外費用		
支払利息	24,337	
貸倒引当金繰入額	△615	
為替差損	5,812	
その他営業外費用	2,015	31,549
経常利益		458,211
特別利益		
固定資産売却益	6,219	
補助金収入	87,255	93,474
特別損失		
固定資産除却損	1,220	1,220
税引前当期純利益		550,465
法人税、住民税及び事業税	79,917	
法人税等調整額	107,054	186,972
当期純利益		363,493

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	135,850	19,850	19,850	－	－	559,698	559,698	△34	715,364	715,364
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△100,089	△100,089		△100,089	△100,089
圧縮積立金の積立					43,202	△43,202	－		－	－
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				10,008		△10,008	－		－	－
当期純利益						363,493	363,493		363,493	363,493
自己株式の取得								△25	△25	△25
事業年度中の変動額合計	－	－	－	10,008	43,202	210,192	263,404	△25	263,378	263,378
当期末残高	135,850	19,850	19,850	10,008	43,202	769,891	823,102	△59	978,743	978,743

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1．重要な会計方針

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品　　主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・仕掛品　　個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・原材料　　移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　　建物（附属設備を除く）：定額法
上記以外：定率法
ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金　　受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」（前事業年度は283千円）、「受取地代家賃」（前事業年度は251千円）、「受取家賃」（前事業年度は170千円）及び「受取保険金」（前事業年度は273千円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記することといたしました。

４．貸借対照表に関する注記

(1)担保資産及び担保付債務

①担保に供されている資産

建物	342,364千円
構築物	8,610
機械及び装置	180,667
土地	289,783
計	821,426

②上記に対応する担保付債務

１年内返済予定の長期借入金	119,424千円
長期借入金	853,991
計	973,415

(2)有形固定資産の減価償却累計額　1,932,045千円

(3)有形固定資産の減損損失累計額　85,980千円

(4)損失が見込まれる受注に係るたな卸資産には、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

製品	8,936千円
仕掛品	15,075
計	24,011

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式総数に関する項目

（単位：株）

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式（注）	1,865,400	3,730,800	－	5,596,200
合計	1,865,400	3,730,800	－	5,596,200
自己株式				
普通株式（注）	109,447	218,935	－	328,382
合計	109,447	218,935	－	328,382

（注）当社は、平成27年９月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。発行済株式数の増加は、当該株式分割によるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の増加218,935株は、株式分割による増加218,894株及び単元未満株式の買取りによる増加41株であります。

(2)配当に関する事項

①配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年11月28日定時株主総会	普通株式	63,214	12円	平成27年８月31日	平成27年11月30日
平成28年４月11日取締役会	普通株式	36,874	7円	平成28年２月29日	平成28年４月28日

（注）当社は平成27年９月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。そのため１株当たり配当額は、株式分割後の額を記載しております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年11月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,142	8円	平成28年８月31日	平成28年11月28日

(3)当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、主に銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金に限定しております。

(2)金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	513,953	513,953	－
(2)受取手形	125,888	125,888	－
(3)売掛金	233,510	233,510	－
(4)電子記録債権	339,704	339,704	－
資産計	1,213,055	1,213,056	－
(5)買掛金	69,033	69,033	－
(6)未払金	102,085	102,085	－
(7)未払費用	62,633	62,633	－
(8)未払法人税等	84,550	84,550	－
(9)長期借入金※	1,234,717	1,234,824	107
負債計	1,553,020	1,553,128	107

※長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金150,156千円を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)買掛金、(6)未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(9)長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計金額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利子率で割り引いて算定する方法によっております。

7．税効果会計に関する注記

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減損損失	4,569
未払事業税	5,735
たな卸資産評価損	7,372
受注損失引当金	1,228
貸倒引当金	450
未払賞与	9,210
退職給付引当金	1,162
その他	501
繰延税金資産小計	30,230
評価性引当額	△3,712
繰延税金資産合計	26,518
繰延税金負債	
圧縮積立金	19,035
前払固定資産税	843
前払労働保険料	800
その他	17
繰延税金負債合計	20,696
繰延税金資産の純額	5,821

2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年９月１日に開始する事業年度及び平成29年９月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年９月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は333千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　185円80銭

(2) １株当たり当期純利益　69円00銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年10月26日

株式会社マルマエ

取締役会　御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　吉川　秀嗣　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　堤　剣吾　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マルマエの平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月28日

株式会社マルマエ　監査等委員会

監査等委員　兒島　吉二　㊞

監査等委員　寺畑　幸雄　㊞

監査等委員　柊　智和　㊞

（注）監査等委員 寺畑幸雄及び柊智和は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金８円　　総額は42,142,544円

なお、中間配当金として１株につき金７円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金15円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年11月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　（目的） （現行どおり）
１）精密機械・精密機器の設計・製造・加工	１）（現行どおり）
２）精密機械部品の設計及び製作	２）（現行どおり）
（新　設）	３）産業及び医療機械器具の設計、製造、販売
（新　設）	４）ソフトウエアの開発、販売
３）製缶工事	５）（現行どおり）
４）配管工事	６）（現行どおり）
５）運送業務	７）（現行どおり）
６）前各号に附帯する一切の業務	８）（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	まえだ　としかず 前田　俊一 (昭和41年11月20日生)	昭和62年４月　マルマヱ工業(個人)入社 昭和63年10月　マルマヱ工業有限会社(現当社) 設立、取締役 平成13年４月　当社専務取締役 平成15年８月　当社代表取締役社長 平成22年４月　当社代表取締役社長兼製造部長 平成22年12月　当社代表取締役社長兼製造部長 兼管理部長 平成23年６月　当社代表取締役社長兼管理部長 平成23年７月　当社代表取締役社長（現任）	2,687,200株
2	やまもと　ひろし 山元　弘 (昭和28年７月28日生)	昭和51年４月　株式会社鹿児島銀行入行 平成11年３月　同行吉松支店長 平成13年２月　同行天神馬場支店長 平成15年８月　同行熊本支店長 平成17年６月　同行本店営業部次長 平成18年３月　同行大島支店長 平成20年６月　株式会社鹿児島リース入社 同社取締役営業本部長 平成23年９月　株式会社鹿児島銀行入行 当社出向 当社参与 平成23年11月　当社専務取締役（現任）	300株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	かいざきこうた 海崎功太 (昭和48年２月18日生)	平成５年４月　岩崎技研株式会社入社 平成５年12月　株式会社湖東製作所入社 平成11年８月　マルマヱ工業有限会社(現当社)入社 平成16年４月　当社営業部長 平成16年10月　当社取締役営業部長 平成17年６月　当社取締役精密加工部長 平成20年11月　当社取締役営業部長 平成21年４月　当社取締役営業部長兼関東事業所長 平成22年４月　当社取締役営業技術部長 平成23年６月　当社取締役営業部長（現任）	11,500株
4	ふじやまとしひさ 藤山敏久 (昭和40年６月２日生)	平成元年４月　マグブロス株式会社入社 平成５年３月　株式会社フジヤマ入社 同社取締役 平成６年３月　同社取締役ＣＦ事業部長 平成11年７月　同社取締役ＦＡ事業部長 平成14年４月　同社代表取締役副社長 平成16年11月　当社取締役 平成17年６月　当社取締役経営企画室長 平成23年７月　当社取締役管理部長（現任）	4,300株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．各候補者の当社における担当は、上記のほか事業報告９頁に記載のとおりであります。
３．前田俊一氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

以　上

書面またはインターネットによる議決権行使のご案内

議決権を書面またはインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、平成28年11月25日（金曜日）午後５時30分までに行使してくださいますようお願い申しあげます。

記

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

(1)インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。（議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。）
(2)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご登録ください。
(3)インターネットによる議決権行使は、平成28年11月25日（金曜日）午後５時30分まで受付いたします。
(4)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(5)インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(6)議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

＜インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について＞

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
(1)インターネットにアクセスできること。
(2)画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
(3)インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft ® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降を使用できること。
(4)議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。
(5)ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。
株主名簿管理人 日本証券代行㈱代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
［ 電 話 ］：0120－707－743（フリーダイヤル）
受付時間：午前９時から午後９時まで（土・日・祝日も受付）

以 上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
株式会社マルマエ　本社　「大会議室」
電話：0996-64-2862（代表）



交通のご案内

●鉄道
九州新幹線「出水駅」よりタクシーで約15分
肥薩おれんじ鉄道「高尾野駅」よりタクシーで約５分

●航空
鹿児島空港より九州新幹線「出水駅」まで空港リムジンバスで83分

●自動車
国道３号線・国道328号線・県道374号線・国道504号線